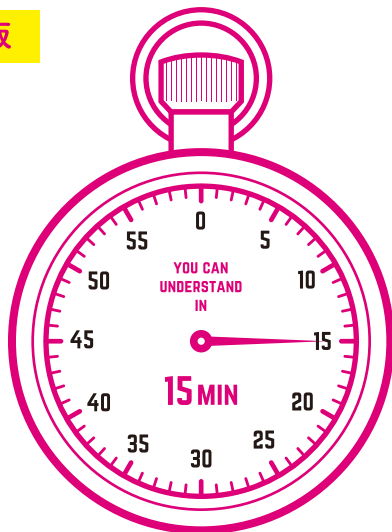


保存版



15分でわかる! 公職選挙法

GUIDE BOOK FOR
THE PUBLIC OFFICERS ELECTION ACT

1 公職選挙法の基礎知識

選挙運動と政治活動

□ 選挙運動とは？

選挙人に対する投票依頼およびそれに直接つながる投票とりまどめの運動。公示前の選挙運動は禁止されている。

□ 政治活動とは？

政治上の主義もしくは施策を推進および支持し、またはこれに反対することを目的とする活動。

公示と告示

□ 公示とは？

選挙の期日を公に告知すること。衆議院議員の任期満了または解散による総選挙と参議院議員の通常選挙の場合のみ。

□ 告示とは？

上記以外の選挙のとき。

政治活動を行う団体について

政治活動を行う目的をもつ団体をいい、政治上の主義もしくは施策を支持（または反対）したり、公職の候補者を推薦・支持（または反対）する目的を副次的にもつ団体もふくむ。

公職選挙法201条の5「政治活動を行う団体」に該当すれば規制を受けるが（14章の3）、政治活動を行う団体に該当しなければ、市民団体や個人の政治活動については制限がない。

2 公示前の活動

事前運動の禁止（公職選挙法129条）

公示日までは「選挙運動」を行ってはならない。「〇〇にあなたの一票を」といった投票依頼の文言を使ってはならない。公示日に近づくほど慎重さが求められる。

選挙運動ではない合法的告示前の活動

① 選挙準備活動

カンパ活動、推薦依頼活動、選挙運動員の勧誘などは、選挙運動を行うための準備活動であり、選挙運動そのものではないので自由に行える。

② 地盤培養行為および後援会活動

選挙人の信用を得るために選挙人に働きかける行為、後援会を結成および加入を呼びかける行為は、自由に行える。

③ 政治活動

告示前の「政治活動」は、どこの団体・個人も自由である。

④ 社会的儀礼行為

社会的な行為は、その地域の慣習や日本の風習として従来から行われてきた方法で、通常の時機・内容により行われる限り、儀礼的行為として認められる。

⑤ 各種新聞・機関紙の報道・評論

告示前は、新聞・機関紙で自由に選挙に関する記事が書ける。

3 公示後の活動

文書活動（政治活動を行う団体が対象）

政治活動用文書のうち、ビラ、ポスター、立札、看板類、シンボルマークが規制される（公職選挙法201条の5）。政治活動用のパンフレット、単行本の発行や配布活動は可能。

室内用ポスターには規制が及ばない。

ただし、不特定多数の人が出入りする場所には掲示しない。

シンボルカラーの規制はない。

マンションへのビラの投函については、オープン型マンション（共用玄関がなく各住戸へ直接入れるマンション）の場合、各住戸のポストにビラなどを投函することは可能。共用玄関型マンションの場合、集合ポストへの投函は可能だが、各住戸への投函は住居侵入罪となるリスクがあるので注意。








インターネット

「〇〇さんにあなたの一票を」など直接的な投票依頼をするような文言を避ければ自由である。

<ウェブサイトを利用する方法>

ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイトなどは、電子メールアドレスなど投稿者に直接連絡を取ることができる連絡先を表示すれば自由に選挙運動ができる。政治団体は、選挙期間中であってもインターネットを活用できる。

<電子メールを利用する場合>
送信主体は候補者と政党に限られる。

<div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px;"> 公示後の ネット選挙運動 <small>※公示日～投票日前日まで</small> </div>		ネットで選挙運動ができる人		
		 候補者	 政党	 一般有権者
解禁される情報発信方法	 ウェブサイト	○	○	○
	 SNS	○	○	○
	 電子メール	○	○	✕
	 有料ネット広告	✕	○	✕

街頭での活動

連呼行為の禁止(140条の2) → 短時間に同一内容の短い文言を連続して呼称することは禁止されている。

拡声器の使用は、原則として候補者に限られる(141条)

街頭で道行く人々に個別に「○○候補をよろしく」などと支持を訴える活動は、特定の人に語りかける囁きに過ぎないので許容される。

集会・演説会

選挙運動のためにする演説会は開催できない。

市民団体が独自の要求や政策を訴える集会を開催することについて制約はない。この集会で、本来の進行の合間に、候補者への支持や投票を訴えることは差し支えない。

候補者討論会も開催できる。

戸別訪問と個々面接

戸別訪問は禁止だが、戸別訪問以外の個々面接は自由にできる(138条)。

戸別訪問とは、①特定候補者の投票を得る目的で、②二戸以上連続して訪問する意思をもって、③選挙人の個々の住宅またはこれに準ずる場所を訪問する。

自由にできる個々面接 → ①別の要件で他人の家を訪問したついでに投票を依頼する、②街頭・電車・集会などで出会った人に投票を依頼する、③自分の家や事業場に尋ねてきた人に投票を依頼する、④職場で同僚と会った際に投票を依頼する。

電話

電話による選挙運動は自由にできる。

公示後の活動は「投票日前日」まで!

4 投票日当日の活動

すべての「選挙運動」の禁止

投票日には一切の「選挙運動」を行ってはいけない。

投票を棄権しないように呼びかける「棄権防止活動」は、制限されず自由にできる。

MEMO



監修：ミナセンロイヤーズネット／徳田隆裕（弁護士）
発行元：PeaceにVote! ママの会@いしかわ

公職選挙法を守って、 選挙をもっと楽しく 盛り上げよう！

選挙ってよくわからない・・・

興味はあるけど、なにをすればいいかわからない・・・

応援したいけど公職選挙法に違反するのがコワイ・・・

こんなことを思ったことはありませんか？

公職選挙法のことをきちんと理解できれば、

選挙がもっと身近になって、

選挙をもっと楽しく盛り上げられるかもしれません。

そんな想いでこのガイドブックをつくりました。

選挙はわたしたちの暮らしをより良くするための第一歩。

わたしたちの日々の暮らしや、わたしたちの未来は、

選挙によって作られるといっても過言ではありません。

わたしたちといっしょに選挙を盛り上げていきましょう。